

第 7 期北九州市障害福祉計画・第 3 期北九州市障害児福祉計画の
目標等の管理シート

担当部局 | 保健福祉局 障害福祉部

成果目標 | (5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等

| | | |
|-----------------|-----|--|
| 計画 (P) ↓ 実施 (D) | 目標値 | <p>ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について</p> <p>○令和 8 年度末までの目標 児童発達支援センターの適切な運営に引き続き取り組むとともに、全ての児童発達支援センターが地域の中核的な支援機関として、地域支援（保育所等訪問支援等）の充実を図ることを目標とする。</p> <p>【目標設定の考え方】 北九州市では、国が示す成果目標を達成していることから、今後も事業所の適切な運営に取り組んでいくこととします。 加えて、地域の障害のある子どもやその家族への相談、施設への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設としての児童発達支援センターの役割を踏まえ、さらなる地域支援（保育所等訪問支援等）の充実を図ることを北九州市の目標として設定。</p> |
| | | <p>イ 聴覚障害のある子どもに対する支援のため中核機能を果たす体制の確保について</p> <p>○令和 8 年度末までの目標 聴覚障害のある子どもの支援のための中核機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携の体制の構築を推進することを目標とする。</p> <p>【目標設定の考え方】 児童発達支援センターや特別支援学校等の関係機関との連携を強化することで、聴覚障害のある子どもに対する乳児からの適切な支援体制の確保を図る。</p> |
| | | <p>ウ 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について</p> <p>○令和 8 年度末までの目標 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の適切な運営に引き続き取り組むとともに、重度の障害等により外出が著しく困難で在宅生活を送っている障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスの充実を図ることを目標とする。</p> <p>【目標設定の考え方】 北九州市には、重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所があることから、数値目標は設けず、既存の事業所の適切な運営に取り組むこととします。 また、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害のある子どもに発達支援を提供するサービスのニーズがあることから、居宅訪問型児童発達支援の充実を図ることを目標として設定。</p> |

エ 医療的ケアが必要な子どもに対する支援について**○令和 8 年度末までの目標**

北九州地域医療的ケア児支援協議会（以下「医ケア児協議会」という。）を通じて、医療的ケアが必要な子どもの心身の状況や介護者の状況に応じた適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援が受けられるように関係機関との連携を図る。

また、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケアが必要な子どもに対する支援のための地域づくりを推進するとともに、関係機関と医療的ケアが必要な子どもやその家族をつなぎ、必要な支援を総合的に調整する医療的ケア児コーディネーターを配置する。

【目標設定の考え方】

北九州市では、すでに医ケア児協議会を設置していることから、数値目標は設けず、今後も関係機関との連携を進める。

また、医療的ケア児コーディネーターを引き続き配置する。

オ 保育所等における障害のある子どもの受け入れ**○令和 8 年度末までの目標**

関係機関との連携により、保育所・幼稚園等での障害のある子どもの受け入れや保育内容の充実を図るとともに、障害のある子どもの放課後の居場所の充実を図る。

【目標設定の考え方】

障害のある子どもの受け入れについては、現在、保育所・幼稚園・放課後児童クラブ等において既に行っており、今後も障害の有無に関わらず全ての児童が共に成長できるよう、受入れ体制の維持、実施内容の充実に努めていく。

カ 障害児入所施設からの移行調整について**○令和 8 年度末までの目標**

障害児入所施設に入所している児童が 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう適切な移行調整に引き続き取り組むとともに、支援に携わる関係機関との連携の充実を図ることを目標とする。

【目標設定の考え方】

北九州市では、国が示す目標値を達成していることから、今後も引き続き適切な移行調整に取り組んでいくこととする。

加えて、支援に携わる関係機関との連携の充実を図る。

| | | 単位 利用児童数：月平均利用児童数、利用日数：月平均利用延べ日数、 配置人数：コーディネーター配置人数 | | | |
|--|-------|--|-----------|-----------|-----------|
| | | | R 6 | R 7 | R 8 |
| 児童発達支援 | 利用児童数 | 見込 | 1,205 人 | 1,358 人 | 1,529 人 |
| | | 実績 | 1,491 人 | | |
| | 利用日数 | 見込 | 14,154 人日 | 15,650 人日 | 17,305 人日 |
| | | 実績 | 15,609 人日 | | |
| 放課後等デイサービス | 利用児童数 | 見込 | 3,266 人 | 3,700 人 | 4,192 人 |
| | | 実績 | 3,674 人 | | |
| | 利用日数 | 見込 | 50,041 人日 | 56,549 人日 | 63,902 人日 |
| | | 実績 | 49,134 人日 | | |
| 保育所等訪問支援 | 利用児童数 | 見込 | 105 人 | 116 人 | 128 人 |
| | | 実績 | 110 人 | | |
| | 利用日数 | 見込 | 121 人日 | 132 人日 | 143 人日 |
| | | 実績 | 135 人日 | | |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 利用児童数 | 見込 | 9 人 | 10 人 | 12 人 |
| | | 実績 | 5 人 | | |
| | 利用日数 | 見込 | 17 人日 | 18 人日 | 20 人日 |
| | | 実績 | 13 人日 | | |
| 福祉型障害児入所支援 | 利用児童数 | 見込 | 57 人 | 57 人 | 57 人 |
| | | 実績 | 59 人 | | |
| 医療型障害児入所支援 | 利用児童数 | 見込 | 33 人 | 35 人 | 37 人 |
| | | 実績 | 22 人 | | |
| 障害児相談支援 | 利用児童数 | 見込 | 4,200 人 | 4,700 人 | 5,200 人 |
| | | 実績 | 4,096 人 | | |
| 医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター | 配置人数 | 見込 | 1 人 | 1 人 | 1 人 |
| | | 実績 | 1 人 | | |

計画 (P) ↓ 実施 (D)

活動指標 (内容)

| | | | |
|---------------------|------|---|---|
| 評価(C) ↓ 改善(A) | R6年度 | <p>ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について</p> <p>児童発達支援事業（児童発達支援センターを含む）及び保育所等訪問支援の利用児童数と利用日数は概ね見込量を上回っており、一定の成果を得ていると考えます。</p> <p>さらに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、児童発達支援センターにおける中核機能強化加算や、保育所等訪問支援における関係機関連携加算等が新設され、地域全体の障害児支援体制の充実に繋がっていると考えます。</p> <p>イ 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について</p> <p>居宅訪問型児童発達支援事業の利用児童数と利用日数より、一定の成果を得ていると考えます。</p> <p>さらに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、居宅訪問型児童発達支援事業においても、強度行動障害児支援加算や多職種連携支援加算が新設され、重度心身障害のある子どもへの支援の充実に繋がっていると考えます。今後も引き続き、障害のある子どもに対するサービスの充実に努めていきます。</p> <p>ウ 医療的ケアが必要な子どもに対する支援について</p> <p>北九州地域医療的ケア児支援協議会を開催し、行政・医療・福祉間で医療的ケアを必要とする子どもに関する情報交換を行いました。</p> <p>また、医療的ケアを必要とする在宅の子どもや家族を支援するため、介護負担軽減（レスパイト）のために利用した訪問看護費用の一部を助成しました。そして、総合療育センターに医療的ケア児コーディネーターを配置して相談対応等を実施するとともに、家族交流会を開催し、課題等のヒアリングや各支援機関との調整を行いました。</p> <p>さらに、医療的ケアを必要とする子どもや家族が地域生活を送る上での課題の一つとなっている「災害時個別支援計画」を作成しました。現在も関係機関と連携して「災害時個別支援計画」の作成に取り組んでいます。</p> <p>エ 保育所等における障害のある子どもの受け入れ</p> <p>保育所・幼稚園・放課後児童クラブ等において既に行っております、障害のある子どもの受け入れについては、引き続き、障害の有無に関わらず全ての児童が共に成長できるよう、体制の維持、実施内容の充実に努めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等における障害児受入数（令和6年度） 148施設 5,082人（年間延べ人数） ・クラブにおける障害児受け入れ数（令和6年度） 94クラブ 277人 | |
| | | 協議会等意見【評価等に対する意見】 | 特になし |
| | | 改善(A)【今後の取組等】 | <p>重症心身障害のある子どもを支援する障害児通所・入所支援事業所の確保や児童発達支援センターの適切な運営のため、事業所に対する助言を行います。</p> <p>また、医療的ケア児支援では、北九州地域医療的ケア児支援協議会において議論を行いながら、引き続き、医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らせる環境づくりを進めていきます。</p> |

| | | | |
|-----------------------------|------|--------------------------------|--|
| | | | <p>医療的ケア児コーディネーターは、医療的ケア児とその家族に対し、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整して、紹介するとともに、関係機関とのつなぎを行っています。引き続き、医療的ケア児とその家族への支援を行うとともに、関係機関との連携にも努めます。</p> <p>保育を必要とする集団保育が可能な障害のある子どもについて、引き続き全保育所で受け入れを行います。専門機関との連携を図り、障害のある子どもと保護者の支援の充実に努めます。保育所職員の資質向上のため、研修・公開保育などを行います。</p> |
| 評価 (C) ↓ 改善 (A) | R7年度 | 評価 (C) 【目標等を踏まえた評価、改善方策】 | |
| | | 協議会等意見 【評価等に対する意見】 | |
| | | 改善 (A) 【今後の取組等】 | |
| 評価 (C) ↓ 改善 (A) | R8年度 | 評価 (C) 【目標等を踏まえた評価、改善方策】 | |
| | | 協議会等意見 【評価等に対する意見】 | |
| | | 改善 (A) 【今後の取組等】 | |